

令和5年7月21日  
高齢福祉部  
介護予防・地域支援課

## 第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の検討状況について

### 1 主旨

区は、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）」を着実に実現していくことを目的とし、認知症施策を総合的に推進していくため、区としての中長期の構想のもと、令和3年度から5年度までの3年間の第1期として、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」という。）」を令和3年3月に策定した。

今般、令和6年度から8年度までの3年間の取組みを掲げる第2期計画を策定するため、条例第18条第2項の規定に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、計画策定にあたっての考え方について諮問するとともに、評価委員会のもとに部会を設置し、検討を進めている。

この度、評価委員会より「答申の中間まとめ」が提出されたため、別添のとおり報告する。

今後、「答申の中間まとめ」を踏まえ、計画（素案）を取りまとめ、区民意見募集及び条例施行3周年記念イベント等により広く区民から意見を求めるほか、庁内関係各課とも協議・調整を図りながら、検討を進めていく。

なお、第2期計画は第1期計画の内容を引き継ぎながら、条例の基本理念を踏まえた計画とし、開始期を同じくする「世田谷区基本計画」、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」及び「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との調和・整合が保たれたものとする。

### 2 第2期計画答申の中間まとめの内容

別添「第2期計画 答申の中間まとめ」のとおり。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	福祉保健常任委員会報告（計画（素案））
	9月15日（金）	区民意見募集（区のおしらせ、区HP等による周知）
	9月30日（土）	条例施行3周年記念イベント （計画（素案）の説明、アンケートの実施）
	10月	第2回評価委員会（答申）
令和6年	2月	福祉保健常任委員会報告（計画案）、区民意見募集結果公表
	3月	第3回評価委員会、計画策定

以上

# 第2期世田谷区 認知症とともに生きる希望計画 (令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

## 策定にあたっての考え方について 《答申の中間まとめ》



令和5年6月

世田谷区認知症施策評価委員会

## “本人の声”を集めた「希望のリーフ」

認知症とともに生きる人（以下「本人」といいます。）の発信や「私の希望ファイル」の取組みの一環として、本人交流会やアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等の際、「希望のリーフ」に自分のこれからの暮らしや大切にしたいこと、やりたいこと等の「希望」を書き留めています。

認知症のご本人の声のほか、認知症を“自分ごと”として考えて書いた希望のリーフの一部をご紹介します。

希望のリーフは、「希望の木」の幹（模造紙）に貼り付けて、各地区のあんしんすこやかセンター等で掲示していますので、お立ち寄りの際は是非ご覧ください。



### 希望のリーフに書かれた本人等の声や希望（一部抜粋）

いつまでも若く、姿も美しくありたい  
声を大きく出して健康でいたい

人の言う事を素直に聞き、  
ありがとうと言いたい

100才まで元気で沢山の人と出逢いたい！  
その出逢いを大切にしたい

にん知しようだからって  
あきらめるんじゃなくて、何かはできる人だから  
卓球やサッカーをやりたいです  
（小学4年生）

好きな人たちに囲まれて、  
今日を丁寧に生きていく  
過去を憂えず、  
未来を恐れず今を楽しむ

私のことは私が決めたい  
今もこれからもずっと  
おばあちゃんになっても私は私

いつまでも若い気持ちを持ち続け、  
体力が衰えてもバランスよく  
穏やかに過ごしたい

知らない人でも話しかけたり、  
大変そうだったら助けてあげたい  
（小学3年生）

家族に感謝し、笑顔で元気に過ごしたい  
いつまでもありがとう！  
と伝えていきたい

## 目次

第1章 第2期計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定にあたって .....	2
2 計画の目的 .....	3
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画期間 .....	4
第2章 計画の基本方針と進め方 .....	5
1 条例の基本理念 .....	6
2 施策展開の考え方 .....	6
3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン） .....	8
第3章 認知症施策の主な取組み .....	9
1 認知症施策の体系 .....	10
2 特徴的な取組み .....	11
3 主な取組み .....	12
第4章 計画の推進体制 .....	23
1 計画の推進体制 .....	24
2 計画の進行管理 .....	25
第5章 第1期計画の取組み状況と課題 .....	26
1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度 .....	27
2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況 .....	28
3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況 .....	28
4 各地区における地域づくりの推進状況 .....	28
第6章 資料編 .....	29
1 条例・施行規則 .....	30
2 計画策定の背景（国・都の動向、計画の策定経過） .....	38
3 参考資料（各種調査結果、統計資料等） .....	45

## 第1章 第2期計画の策定にあたって

- 1 計画策定にあたって
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間

## 1 計画策定にあたって

国の推計によると、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、認知症の人が700万人前後、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になるとの見込みです。

このような状況の中、令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、国は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を推進していく方針を示し、「全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができる」とともに、意見表明や社会参画の機会を通じて、個性と能力を十分に発揮することができる」こと等を基本理念に掲げました。

一方、区内の65歳以上の認知症高齢者数は、令和5年4月現在で約3万2千人（国の推計値による）を超え、認知症の人の増加への対応が喫緊の課題となっています。

このような課題に対応するため、区では、令和2年4月に、認知症施策の専門的・中核的な拠点として世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（世田谷区松原6-37-10）内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。

その後、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、同年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」といいます。）」を施行、また、翌令和3年3月には、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」といいます。）」を策定し、認知症観の転換や認知症の本人による発信・社会参画、地域づくり等の認知症施策を総合的に推進しています。

この度、本計画の第1期（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3年間）の取組み状況を踏まえ、令和6年度以降の取組み方針を掲げる第2期計画を策定しました。

第2期計画の策定にあたっては、条例第16条第2項に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会の意見並びに認知症の本人及びその家族の意見を聴くとともに、区民からも広く意見を募りながら検討を行いました。

## 2 計画の目的

### (1) 計画の目的

条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進するため、この計画を策定します。

### (2) 第2期計画で目指す将来像（ビジョン）

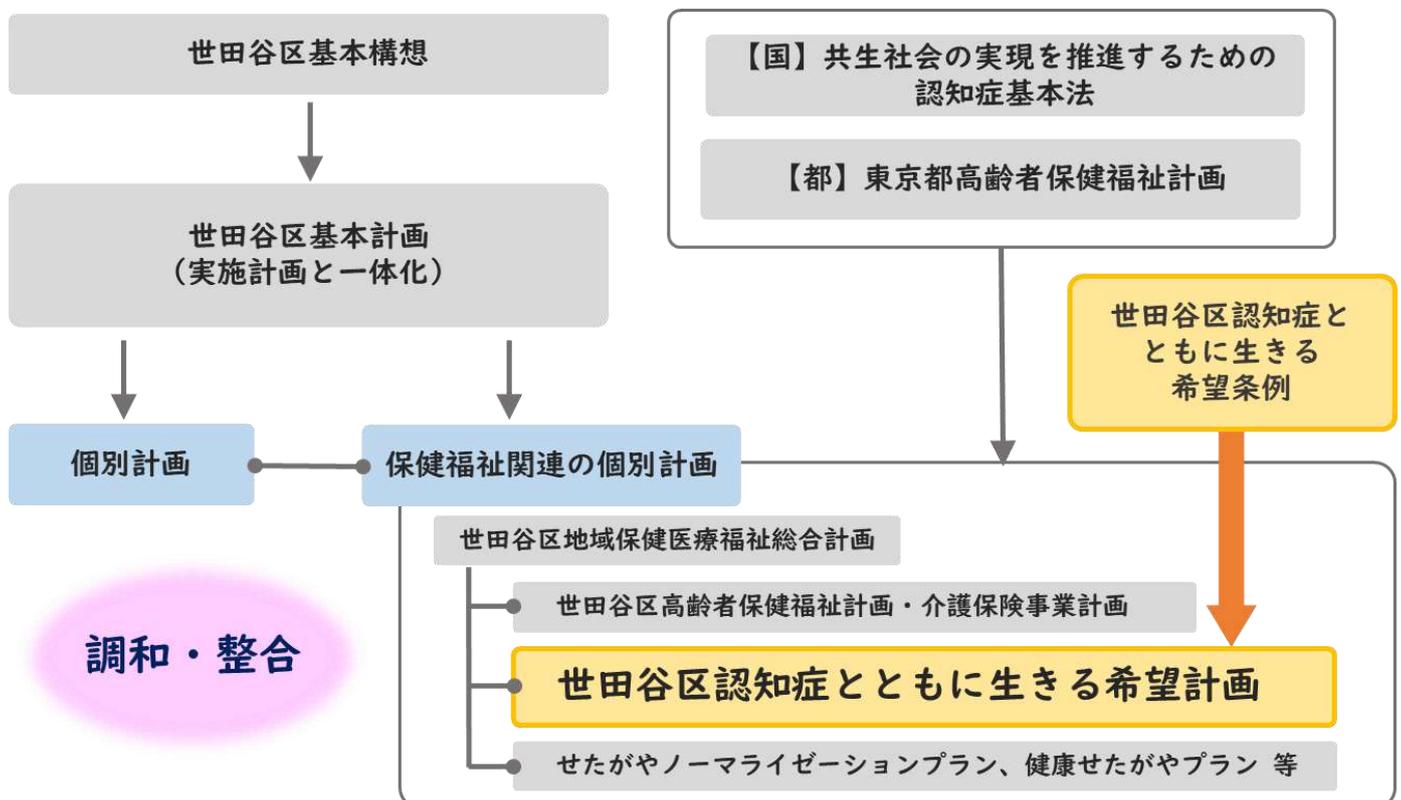
第2期計画では、推進する全ての人々が、共通の目標に向かってそれぞれの取組みを進めていけるよう、次の「目指す将来像（ビジョン）」を設定します。

「条例の基本理念が広く浸透し、地区のアクションが全区で展開するとともに、  
認知症の本人が自らの思いを発信・社会参画しながら、  
地域でともに希望を持って暮らせるまち」

## 3 計画の位置づけ

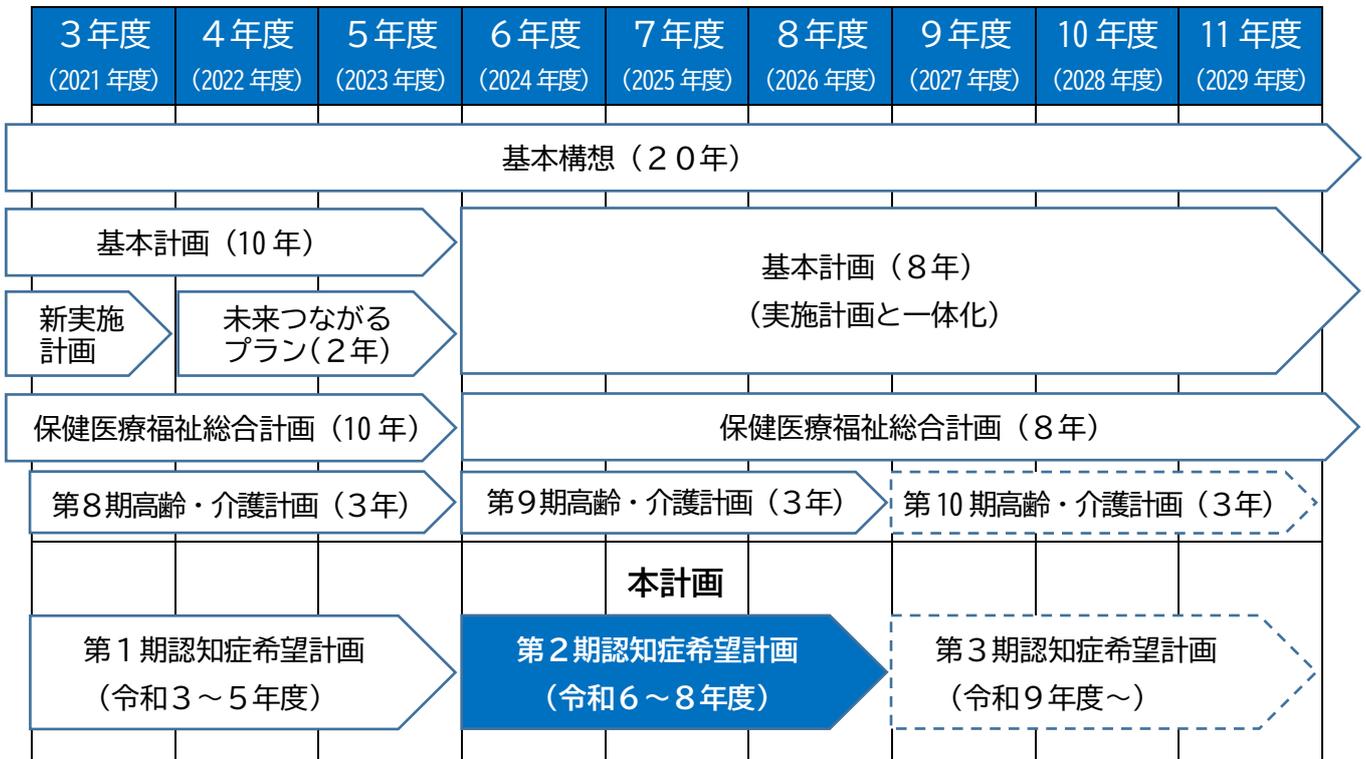
この計画は、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や東京都の高齢者保健福祉計画を踏まえ、世田谷区基本構想と世田谷区基本計画、世田谷区地域保健医療福祉総合計画のもと、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやノーマライゼーションプラン、健康せたがやプラン等との調和・整合が保たれた計画とします。

### 他の計画との関係イメージ



## 4 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画とします。



## 第2章 計画の基本方針と進め方

- 1 条例の基本理念
- 2 施策展開の考え方
- 3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）

## 1 条例の基本理念

### 条例の基本理念（条例第3条）

- 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指す。

## 2 施策展開の考え方

### （1）施策展開の考え方

施策の展開にあたっては、第1期計画に引き続き、以下の5点を基本方針として進めていきます。

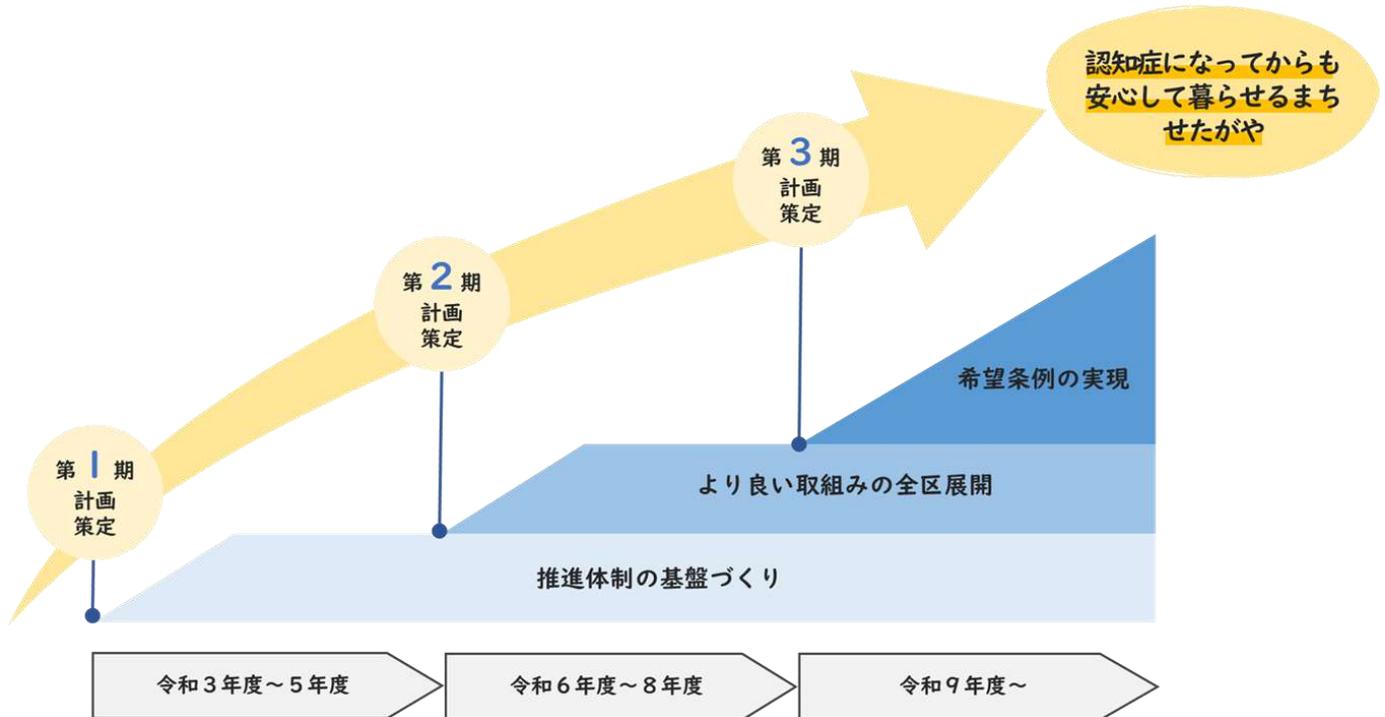
- ①本人の声を聴き、本人とともに  
施策は、認知症の本人の声を聴きながら、本人とともに進めていきます。
- ②4つの重点テーマを掲げ、区をあげて  
施策の重点を明確にし、区全体で地域共生社会を実現していきます。
- ③小さく始めて、改善しながら、大きく広げる  
取組みは、小さな単位で丁寧に始め、実施しながら改善を図り、より良い取組みを全区に広げていきます。
- ④多世代・多分野の人たちが参加し、つながりながらともにつくる  
区内の多様な世代・分野の人たちが参加し、力をあわせて進めていきます。
- ⑤中・長期的に世田谷の未来像をともに思い描きながら  
中・長期を見据え、希望計画を段階的・持続発展的に進めていきます。

## (2) 計画の進め方

条例の基本理念を踏まえ、第1期計画の内容を引き継ぎながら、より良い取組みを全区的に広げていきます。

また、中長期を見据え、計画を段階的・持続発展的に進めます。

### 計画の中長期的な展開イメージ



### 3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）

第2期計画では、各プロジェクトは互いに連動しながら取組みを進めるため、  
認知症施策を総合的に評価する目標を設定します。

- ① 「条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人」を **増やします**
- ② 「認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人」を **増やします**
- ③ 「認知症の本人が参画したアクション」を **全28地区で展開します**

※①、②については、「世田谷区民意識調査」において状況を確認します。

※目標達成に向けた行動量は、「主な取組み」において個々に設定します。

#### 【参考】

第1期計画における「3年間のマイルストーン」

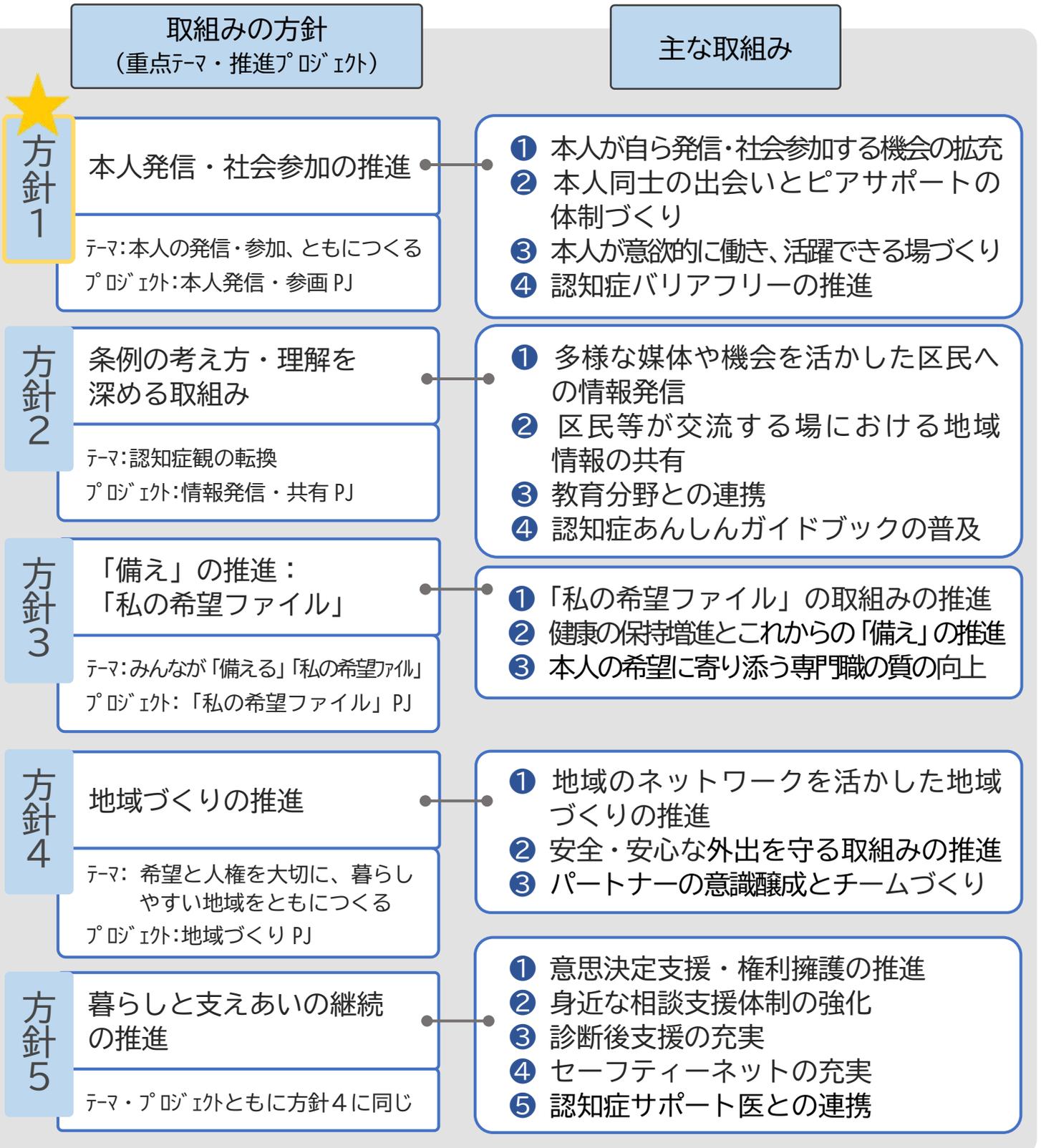
プロジェクト	内容	現状値 (令和5年5月)	目標値 (令和5年度末)
情報発信・共有 PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	2割 (令和4年5月現在)	6割
本人発信・参画 PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	調査中	全地区で始動
地域づくり PJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	40,358人	53,040人

## 第3章 認知症施策の主な取組み

- 1 認知症施策の体系
- 2 特徴的な取組み
- 3 主な取組み

# 1 認知症施策の体系

- 第2期計画においても、第1期計画に掲げる5つの「取組み方針」に基づく4つの「重点テーマ」及び「推進プロジェクト」を継続します。
- 「本人発信・社会参画の推進」を5つの「取組み方針」の要として、他の施策と連動しながら、取組みを進めます。



## 2 特徴的な取組み

第2期計画では、第1期計画における「推進体制の基盤づくり」を継続しながら、条例の基本理念の実現に向け、特に、以下の4つの特徴的な取組みを展開します。

### 1 本人発信・社会参画の機会の拡充

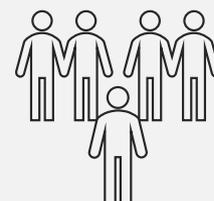
本人が自らの思いや体験、希望を発信したり、自分の可能性や個性を発揮して地域社会に参画し、活躍したりすることができる場や機会を一層広げる取組みを行います。

また、講演会やアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等での本人発信や地域活動での活躍等を通じて、区民の認知症観の転換を図り、条例の基本理念を広めていきます。



### 2 本人が参画したアクションの全28地区展開

各地区で始まっている地域づくり（アクション）に、本人も企画・参画し、より良い取組みについて全区で情報共有しながら、全28地区で活動を広げていきます。また、地域づくりの推進役等との連携・協働により、区全体で取組みを発展させていきます。



### 3 診断後支援・相談体制の強化

認知症診断直後の本人及び家族等への支援体制や情報連携を強化するとともに、もの忘れや認知症について、あんしんすこやかセンター等で気軽に相談することができ、また、地域活動や社会資源等のインフォーマルな情報も案内できるよう、相談支援体制の充実や、気軽に集える場づくりに取り組みます。



### 4 専門職や医療機関との連携による認知症ケアの充実

本人と接するケアマネジャー等の専門職や認知症サポート医が在籍する医療機関等との連携のもと、条例や「私の希望ファイル」の考え方を踏まえ、ケアプラン作成等の際、本人の尊厳と権利・人権を最大限に尊重し、希望を聴きながら意思決定支援を行っていきけるよう、認知症ケアの充実を図っていきます。



### 3 主な取組み

#### 方針 | 本人発信・社会参加の推進

【重点テーマ】本人の発信・参加、とものつくる

【推進プロジェクト】本人発信・参画プロジェクト

##### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・本人が参画できる場や、思いを発信できる機会を、より身近な地域で増やしていく必要があります。
- ・診断後の支援には、本人同士のつながりが重要であることから、関係機関等とも連携し、出会いの場をつくる必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・本人が自ら思いを発信、または社会で活躍できる場を広げるとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを進めます。

##### (3) 主な取組み

###### ① 本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充

本人がこれまで続けてきた活動の継続や新たなチャレンジができる環境づくりを、伴走するパートナーとともに進め、本人の社会参加の機会を増やします。

また、地区のアクションやアクション講座、講演会、研修、区の認知症施策を検討する場等において、本人が自らの思いや体験を発信できる機会を広げます。

##### ●取組みにおける行動量

内容	現状値 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する会議・講演会・地域づくり等に参画した本人の数 ※延数	42人	●人	●人	●人
調整中				

## ② 本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり

本人同士が出会い、つながる機会（本人交流会等）や本人と一緒に楽しく参加できる活動を地域の中で増やします。

また、若年性認知症の人を含む本人が、診断後のできるだけ早い時期に仲間と出会い、経験者としての体験や気づき、希望を持って暮らしていくための知恵や情報を分かち合えるピアサポートの体制づくりを行います。

## ③ 本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり

若年性認知症を含む本人が意欲的に働くことができるよう、これまでの経験や知識・技能を活かせる就労機会をつくり、また、軽作業・ボランティア活動等を行うデイサービスプログラム（社会参加型プログラム）を実施する等、企業及び通所介護事業所等に対して情報提供や働きかけを行い、社会生活において本人が生きがいや役割を実感できる活躍の場づくりに取り組みます。

## ④ 認知症バリアフリーの推進

本人を含む全ての人にとって暮らしやすい地域を目指して、公共サインや道路、商業施設等での、認知症とともに暮らしていくうえで障壁（認知症バリア）となるものを本人とともに見つけ、関係機関や企業等との連携により、その解消に向けた話し合いの機会を作ります。

## 方針 2

# 条例の考え方・理解を深める取組み

【重点テーマ】認知症観の転換

【推進プロジェクト】情報発信・共有プロジェクト

### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・条例の考え方への理解・共感を得るため、より効果的な広報を工夫する必要があります。
- ・情報を発信するだけでなく、地域の情報を収集し、区民と共有する仕組みを検討する必要があります、

### (2) 取組みの方向性

- ・多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるよう、条例の考え方の理解を深めるとともに、地域情報を収集・共有できるよう連携を深めます。

### (3) 主な取組み

#### ① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信

広報紙やチラシ・ポスター・パンフレット等の多様な媒体やホームページ・SNSの活用、新聞・テレビ・ラジオ等の多様なメディアの協力を得る等、条例や地域での取組みに関する情報を継続的に発信するとともに、条例の普及を目的としたイベントや講演会等の機会を捉えて、条例の基本理念を効果的に伝えます。

#### ② 区民等が交流する場における地域情報の共有

地域の活動や居場所等に関する情報を収集してまとめ、区民・地域団体・関係機関・事業者等による話し合いやあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等が行うアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等、様々な人が交流する場で共有できる機会を拡充します。

#### ●取組みにおける行動量

内容	現状値 (令和5年 5月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アクション講座 受講者の累計数	4,081人	調整中		

### ③ 教育分野との連携

教育委員会や区立小中学校、高校、大学等と連携し、子どもや若者への福祉教育を通じて、認知症に関する正しい知識の理解を深めます。

### ④ 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の普及

令和5年度に改訂した（予定）認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）を、区民や区、医療・介護・福祉等の関係機関、権利擁護の相談窓口等に幅広く周知し、区民へ配布することで、利用できるサービスや地域資源情報等を適切に案内するとともに、これからの暮らしについて、自分らしく希望を持って生きていくきっかけをつくります。

## 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

【重点テーマ】 みんなが「備える」「私の希望ファイル」

【推進プロジェクト】 「私の希望ファイル」プロジェクト

### （1）第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・ 認知症になる前からできる健康づくりやこれからの「備え」を推進していく必要があります。
- ・ 「私の希望ファイル」の考え方を整理するとともに、本人が安心して希望を表出できる環境整備や効果的な取組みの発信・共有を、引き続き進めていく必要があります。

### （2）取組みの方向性

- ・ 認知症になってからも、安心して自分らしく暮らし続けていくための「備え」の大切さについて発信するとともに、他のプロジェクトと連動しながら、本人が希望を表出し、その希望をともに実現していく取組みを進めます。

### （3）主な取組み

#### ① 「私の希望ファイル」の取組みの推進

本人が思いや希望を表出し、ともに実現できる環境を整え、様々なツールや取組みを活かし、認知症になる前から、家族や日常的に関わりのある医療・介護・福祉の関係者等へ伝え、残していけるよう発信します。

また、地域での集まりやアクション講座等の際に、本人の希望について考える機会をつくります。

#### ② 健康の保持増進とこれからの「備え」の推進

自らの生活習慣を振り返り、認知症及び軽度認知障害（MCI）の発症や進行を遅らせ、心身の健康を維持しながら社会生活を継続できるよう、健康体操等、フレイル予防に関する取組みや情報提供を行います。

また、認知症になってからも、自分らしく、希望を持って暮らしていくための「備え」について、講座等の機会や広報物等を通じて発信します。

#### ③ 本人の希望に寄り添う専門職の質の向上

実際のケアに関わる専門職向けの研修や広報を行い、日頃から本人の希望を丁寧に聴き、寄り添う意識を高める等、本人がこれからの暮らしや大切にしていることを安心して表出できるよう、専門職の理解を深め、対応力の向上を図ります。

## コラム1

### 「私の希望ファイル」とは…

一人ひとりが、これからの備えとして大切にしたいことや大切にしたい暮らしについて考え、身近にいる大切な人たちに伝えていくプロセスをいいます。

「希望のリーフ」や「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）ガイドブック」、「私のノート」等、その人に合った媒体を活用して、その人らしい生活が続けられるよう、本人や家族等、地域の人たち、みんなで取り組みます。



図または写真

## 方針 4 地域づくりの推進

【重点テーマ】希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

【推進プロジェクト】地域づくりプロジェクト

### (1) 第1期計画の残された課題と新たな視点

- ・各地区での地域づくり（アクション）を引き続き展開していくとともに、本人が参画し、ともに活動するアクションを広げていく必要があります。

### (2) 取組みの方向性

- ・区民・地域団体・関係機関・事業者等が本人とともに協働する「アクション」を全区で展開しながら、認知症であってもなくても、誰もが希望を持って暮らせる地域を作ります。

### (3) 主な取組み

#### ① 地域のネットワークを活かした地域づくりの推進

地域の見守りネットワークや四者連携※1等による地域包括ケアの地区展開、多世代・多分野交流等の取組みを活かし、地域の多様な人々がつながりながら、本人とともに企画し、本人が参画する自発的・主体的な活動（アクション）を展開することで、認知症観の転換を図り、認知症とともに生きる地域共生の基盤となる地域づくりを進めます。

また、認知症カフェや家族会同士の情報交換や交流の機会を設ける等、各団体の活動継続に向けた支援に取り組みます。

※1 四者連携 … 区内全28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局及び児童館が、地区の課題解決に向けてそれぞれの強みを発揮し、連携すること。

#### ② 安全・安心な外出を守る取組みの推進

誰もが安心して外出できるよう、行き先や自宅への帰り道がわからなくなった場合を想定した事前の備えに関する情報発信及び住民同士で支え合う意識醸成とともに、行方不明発生時における警察署や関係機関等との連携体制強化に取り組みます。

#### ③ パートナーの意識醸成とチームづくり

アクション講座や「アクションチーム」の活動を通じて、認知症を“自分ごと”として考え、本人と一緒により良い暮らしと地域をつくるパートナーを増やしていくため、パートナーの意識醸成につながる取組みを進めます。

また、世田谷版キャラバン・メイト※2 や認知症地域支援推進員※3 等が区民等と協働しながら活動できる環境を整備するとともに、条例の基本理念を理解し、ボランティアとしてともに認知症に関する活動を推進する「世田谷版チームオレンジ」を育てていきます。

※2 世田谷版キャラバン・メイト … 条例の基本理念の普及や計画に基づく地域づくりを推進し、アクション講座を企画・開催する講師役。

※3 認知症地域支援推進員 … 各自治体が進める認知症施策の推進役、また、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役。

## コラム2

### 「アクションチーム」とは…

本人と区民、専門職、企業など地域の様々な人が参加し、地域に根差した活動を創意工夫しながら、職種や立場を超えて継続的に展開していく集まりをいいます。

メンバーの例としては、高齢者等の地域活動団体をはじめ、銀行、郵便局、商店街等の地域で働く方々、学生、図書館、コミュニティカフェ、その他地域にある集いの場の関係者等、様々な人たちが関わります。

### 「アクションチーム」の活動事例（●●地区）

## 内容調整中

活動風景  
写真①

活動風景  
写真②



【重点テーマ】希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

【推進プロジェクト】地域づくりプロジェクト

### （１）第Ⅰ期計画の残された課題と新たな視点

- ・もの忘れ相談等、本人が抱えている不安や希望に寄り添う専門職の育成及び医療を含めた相談支援体制を強化する必要があります。
- ・本人の安全・安心な外出を守るセーフティーネットの体制づくりを、引き続き進めていく必要があります。

### （２）取組みの方向性

- ・もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等への関わりや相談支援体制を強化し、併せてセーフティーネットの充実を図ります。

### （３）主な取組み

#### ① 意思決定支援・権利擁護の推進

認知症初期集中支援チーム事業や専門職によるケアプランの作成等の際、本人の尊厳と権利（人権）を最大限に尊重し、希望を聴きながら意思決定支援を行っていきけるよう、支援者の意識醸成を図ります。

#### ② 身近な相談支援体制の強化

本人及び家族等が気軽に相談できるよう、あんしんすこやかセンターに配置している認知症専門相談員への研修や連絡会を実施する等、もの忘れ相談における専門職等による継続的な支援及び連携体制を強化します。

また、インフォーマルな資源としての地域のつながりや活動の場についても情報提供できるよう、総合的な支援体制づくりを強化します。

#### ③ 診断後支援の充実

診断後に襲ってくる不安や、適切な支援を受けられず空白の期間を過ごすことによる、心と身体の不調や状態悪化を防ぐため、本人と接する医療関係者やケアマネジャー等への条例の基本理念の普及や認知症観の転換を図るとともに、本人・家族等への相談支援体制の一層の充実に取り組みます。

#### ④ セーフティーネットの充実

認知症が疑われる高齢者等の生命・財産を守るため、安全・安心な外出を守る地域づくりや行方不明時の捜索ネットワークの強化、虐待対策、消費者被害防止に向けた情報発信及び連携、成年後見制度の利用促進等を進めます。

#### ⑤ 認知症サポート医との連携

地区医師会及び認知症サポート医と連携し、認知症関連事業への協力や適時相談に応じた助言と支援、地域活動への参加等を通じて、本人及び家族等を支える地域医療の充実を図ります。

## 第4章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

# 1 計画の推進体制

## (1) 区の組織

計画に掲げる施策の検討・実施・見直し等にあたっては、介護予防・地域支援課及び条例第17条に規定する世田谷区認知症在宅生活サポートセンターが共同事務局として、各取組みの内容に応じて、本人及び家族等のもとより、医療・介護・福祉関係者や地域づくりの推進役等と連携・協働しながら実行していくほか、庁内の関係部署とも連携を深める等、柔軟な推進体制により、区全体で取組みを発展させていきます。

地域づくりの推進においては、区民、地域団体、関係機関、事業者のほか、地域包括ケアの地区展開を行う区内28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会及び児童館（四者連携）、5地域の総合支所及び本庁の三層構造による推進体制を基本とし、庁内全体で連携・協力して取り組みます。

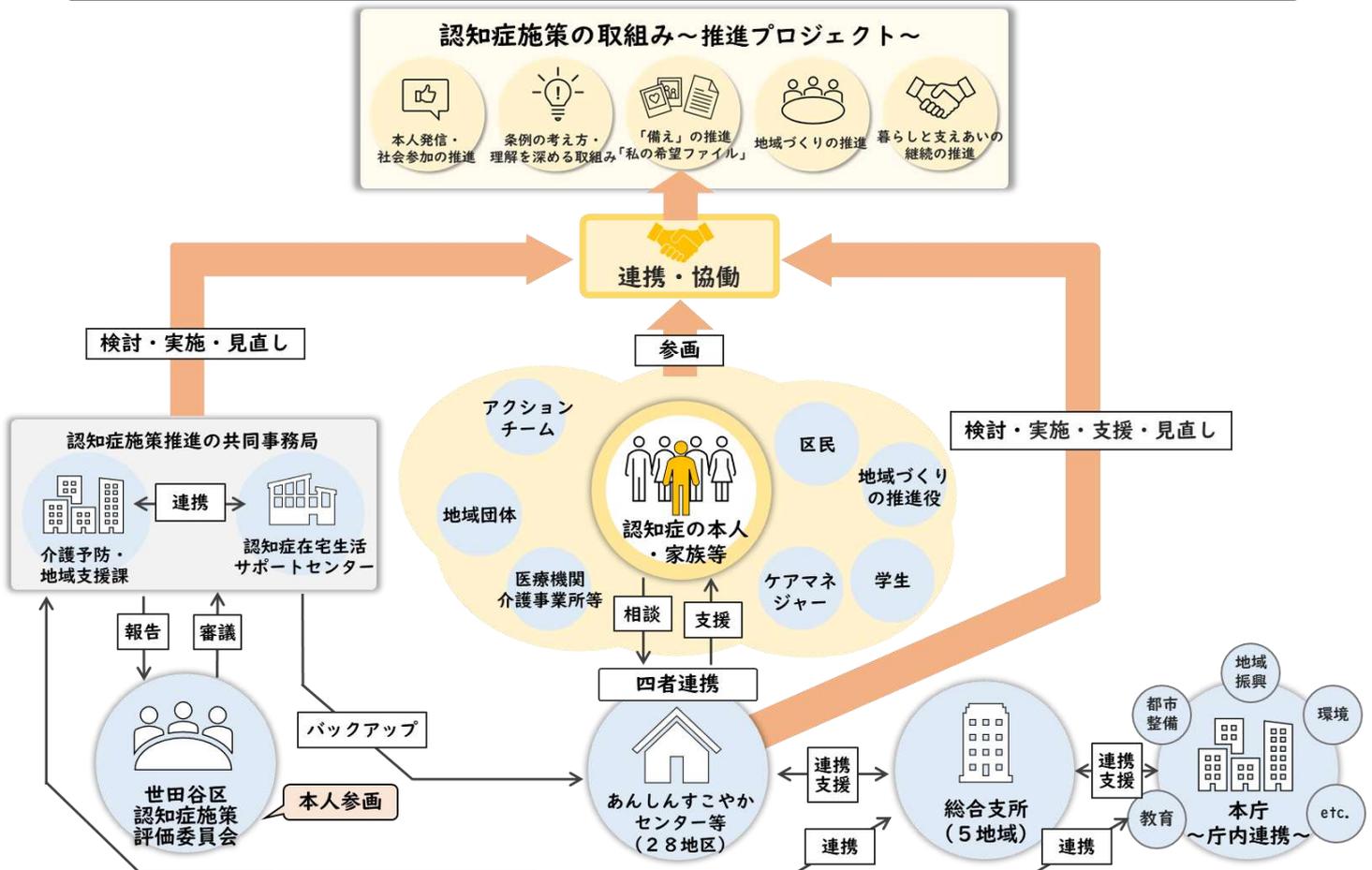
## (2) 認知症施策評価委員会

条例第18条に基づく区長の附属機関である、世田谷区認知症施策評価委員会において、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた調査・審議を行います。

また、その調査・審議による評価結果を区の施策に反映させていきます。

### 認知症施策の総合的な推進体制（イメージ図）

#### 認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らせる世田谷（共生社会）の実現



## 2 計画の進行管理

### (1) 施策の評価・検証

計画に基づく各施策の進捗については、世田谷区認知症施策評価委員会等に定期的に報告し、目標達成状況の確認及び評価・検証をしながら、計画の進行管理を行います。併せて、区のお他計画における取組みの進行管理、評価等との整合を図ります。

### (2) 評価・検証の結果等の公表

施策の取組み状況や評価・検証の結果等は、区のおホームページ等で定期的に公表します。

## 第5章 第1期計画の取組み状況と課題

- 1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度
- 2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況
- 3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況
- 4 各地区における地域づくりの推進状況

# 1 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）の達成度

## (1) 第1期計画の目標（3年間のマイルストーン）（再掲）

プロジェクト	内容	現状値 (令和5年5月)	目標値 (令和5年度末)
情報発信・共有PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	2割 (令和4年5月現在)	6割
本人発信・参画PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	調査中	全地区で始動
地域づくりPJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	40,358人	53,040人

## (2) 目標の達成状況と課題

### ①情報発信・共有プロジェクト

令和4年5月に実施した世田谷区民意識調査2022によると、「認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合」は20.2%に留まっており、目標の達成に至っていないことから、引き続き、条例の基本理念を多世代に向けて効果的・継続的に発信し、認知症観の転換を進めていく必要があります。

### ②本人発信・参画プロジェクト

これまでに、認知症施策評価委員会や認知症講演会、条例イベント、本人交流会、アクション講座等、様々な機会に本人が参画しており、その割合は概ね10割に達しており、目標を達成できています。引き続き、本人が気軽に参画し、自らの思いや体験を発信する機会の確保に努めるとともに、一人でも多くの本人に参画してもらえよう、事業の実施方法等を工夫していく必要があります。

### ③「私の希望ファイル」プロジェクト

第1期計画期間では、「私の希望ファイル」の在り方や様々なツールの活用方法はもとより、本人が安心して希望を表出できる機会の確保について、検討を重ねてきました。引き続き、「私の希望ファイル」の検討を進めるとともに、区民が取り組みやすい仕組みづくりや周知を行っていく必要があります。

### ④地域づくりプロジェクト

各地区の四者連携会議等において、アクションチームの結成・始動に向けた話し合いが行われ、実際に本人とともにアクションが始まっている地区も生まれてきています。令和4年度末時点で、全ての地区において活動に向けた着手が始まっており、四者連携に留まらず既に住民主体で行われている活動を拡充したアクションが、単発に終わることなく継続して展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。

世田谷版認知症サポーターの累計数については、条例の趣旨に沿ったアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）用テキスト「みんなでアクションガイド」が令和3年度末に完成したため、当初予定よりも養成人数が少なくなりました。今後、あんしんすこやかセンターだけでなく、社会福祉協議会や地域で活動する様々な区民・専門職等がアクション講座を各地区で展開していくとともに、本人も参画したアクションを広げていく必要があります。

## 2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業の実施状況

## 3 あんしんすこやかセンター、その他認知症関連事業の実施状況

## 4 各地区における地域づくりの推進状況

調整中

## 第6章 資料編

- 1 条例・施行規則
- 2 計画策定の背景（国・都の動向、計画の策定経過）
- 3 参考資料（各種調査結果、統計資料 等）

# 1 条例・施行規則

## (1) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第8条）

#### 第2章 基本的施策（第9条－第15条）

#### 第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条－第18条）

#### 第4章 雑則（第19条・第20条）

#### 附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症

とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

#### (区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることには希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

#### (地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

### 第2章 基本的施策

#### (区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

(1) 認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援

(2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

(3) 家族等への支援

(4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

(5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

- 2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。
- 3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

#### (認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

- 2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かななければならない。

#### (世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

- 2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

- 3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。
- 3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

##### (財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

##### (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

## (2) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(私の希望ファイル)

第3条 私の希望ファイルに書き記す生活に係る自らの思い、希望又は意思の内容は、認知症になる前の経験、認知症になった後の支援等に関するものとする。

(サポートセンターで行う事業の内容)

第4条 サポートセンターで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門職（以下「専門職」という。）が本人の居宅を訪問し、本人の在宅生活の支援を行うこと。
- (2) 家族等への支援を行うこと。
- (3) 認知症に関する知識の普及及び啓発並びに情報発信を行うこと。
- (4) 専門職の技術の向上を図るための指導及び助言並びに地域団体、関係機関及び事業者間の連携の強化を図ること。
- (5) 専門職並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長がサポートセンターで行うことが適当であると認めること。

(サポートセンターで行う事業の実施日時)

第5条 サポートセンターで行う事業は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間にこれを行うものとする。ただし、講演会等を実施する場合その他区長が必要と認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(評価委員会の委員)

第6条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 本人 4名以内
- (2) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 26名以内

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第7条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第8条 評価委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の部会)

第9条 評価委員会は、認知症計画に係る調査審議を効率的に行うため又は認知症に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、高齢福祉部介護予防・地域支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

## 2 計画策定の背景（国・都の動向、計画の策定経過）

### （1）国の動向

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省の研究で令和7年（2025年）には約700万人になると推計されています。

このような状況の中、令和元年に取りまとめた「認知症施策推進大綱」以来、4年ぶりとなる5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

認知症基本法では、「認知症の人に関する国民の理解の増進」のほか「認知症バリアフリーの推進」、「社会参加の機会確保」、「意思決定支援及び権利利益の保護」、「保健医療及び福祉サービスの提供体制の整備」、「相談体制の整備」等を基本的施策として掲げるとともに、国民に対し、「共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める」ことが明記されました。

国は今後、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置し、認知症施策推進基本計画を策定するとともに、都道府県・区市町村に対しても、認知症の人及び家族等の意見を聴き、それぞれ計画を策定することを努力義務としています。

### （2）都の動向

東京都における高齢化率は総人口がピークを迎える令和7年（2025年）には23.0%、約1,417万人にも上り、そのうち65歳以上の認知症高齢者は約55万人、また、見守りや支援が必要な人は約41万人と推計されています。

このような状況の中、都は、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略に基づき、認知症に向き合い、「共生」と「予防」両面の対策を進めることとし、家族も含め、尊厳と希望を持ちながら、認知症と共生していくことができる環境を整えるとともに、認知症予防に向けた研究を進めています。

「共生」を推進するための事業として、「認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供」のほか、「認知症の人と家族を支える人材の育成」、「認知症の人と家族を支える地域づくり」を柱に、区市町村における認知症普及啓発の取組みを支援しています。

また、認知症の進行を遅らせる支援として、介護予防・フレイル予防や介護サービス事業所等への日本版BPSDケアプログラムの普及を行っているほか、AIを活用した認知症研究事業等を実施しています。

### (3) 区のこれまでの認知症施策の取組み

世田谷区では、高齢化の進展に伴い、増加する認知症高齢者への施策の充実に向け、平成21年度に地域福祉部を設置、介護予防・地域支援課において、認知症施策の担当所管を新設しました。認知症高齢者や家族の相談・支援体制を構築するため、区内28か所の身近な地区に設置しているあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に、「もの忘れ相談窓口」を開設し、認知症に関する相談・支援機能を強化するとともに、認知症に関する地域の区民や支援機関をつなぐまとめ役（コーディネーター）として「認知症専門相談員」を1名ずつ配置しました。

平成24年度に、地区医師会の協力のもと医師と個別に相談できる「もの忘れチェック相談会」事業を開始、平成25～26年度の2か年をモデル事業として、看護師や医師等の専門職が定期訪問し支援する「認知症初期集中支援チーム事業」に取り組み、平成27年度から本格実施するなど、認知症の在宅支援の充実に取り組んできました。

平成25年11月、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる地域社会の実現に向け、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定しました。この構想の中で、認知症の早期対応体制の確立や、医療と福祉の連携推進、医療・介護の専門職の実務的な支援能力の向上、家族支援の充実等、区における認知症在宅支援施策の構築を進めていくための専門的かつ中核的な役割を果たす拠点として、令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。

その後、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、同年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、条例の推進計画として、翌令和3年3月、「(第1期)世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しました。令和3年度以降は、条例・計画に基づき、認知症観の転換や本人発信・参画、地域づくり（アクション）等、認知症施策を総合的に推進しています。

年度	世田谷区の取組み	参考（国の施策）
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）統括、介護予防事業を所管する「介護予防課」新設</li> <li>・認知症サポーター養成講座開始</li> <li>・認知症講演会開始</li> </ul>	介護保険制度における地域支援事業開始
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護予防・地域支援課」新設、「認知症対策担当係」設置</li> <li>・地域包括支援センターに「もの忘れ相談窓口」開設、「認知症専門相談員」配置</li> <li>・認知症家族会、認知症高齢者の家族のための心理相談開始</li> </ul>	

年度	世田谷区取り組み	参考（国の施策）
H22 (2010)	・認知症高齢者見守り訪問看護事業開始（～H24）	
H23 (2011)	・地区高齢者見守りネットワーク開始 （モデル地区2か所） ・認知症サポーターステップアップ講座開始 ・「介護者の会・家族会一覧」の作成・配布	
H24 (2012)	・（仮称）認知症在宅支援センター構想等検討委員会設置 ・もの忘れチェック相談会事業開始 ・医師による認知症専門相談事業開始	認知症施策推進5か 年計画（オレンジプ ラン）策定
H25 (2013)	・認知症初期集中支援チーム事業モデル実施 ・「認知症在宅生活サポートセンター構想」策定	
H26 (2014)	・「認知症在宅生活サポート室準備担当」設置	
H27 (2015)	・「認知症施策評価委員会」設置	認知症施策推進総合 戦略（新オレンジプ ラン）策定
H28 (2016)	・「認知症在宅生活サポート室」設置（区直営） ・もの忘れチェック相談会事業における地区型・啓発型 試行開始 ・認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業 開始（～H30）	
H29 (2017)	・プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセ ンター」運営業務委託事業者選定	
H30 (2018)	・「認知症在宅生活サポート室」運営業務委託開始 （区との併行運営） ・「認知症カフェハンドブック」作成・配布 ・認知症サポーターフォローアップ講座開始	
R 1 (2019)	・認知症本人交流会開始 ・「認知症とともに生きる希望条例」制定に向けた検討開始、 「条例検討委員会」設置	認知症施策推進大綱 策定（認知症になっ ても希望を持って日 常生活を過ごす社会 の実現を目指す）
R 2 (2020)	・世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「認知症在宅 生活サポートセンター」開設 ・認知症在宅生活サポートセンターホームページ開設 ・機関誌「にんさぽだより」発行 ・「認知症とともに生きる希望条例」施行 ・条例施行に伴い、条例検討委員会廃止 ・条例に基づく区長の附属機関として、改めて「認知症 施策評価委員会」設置 ・条例制定記念シンポジウム開催 ・「（第1期）認知症とともに生きる希望計画」策定	

年度	世田谷区の取組み	参考（国の施策）
R 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）用テキスト「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」作成</li> <li>・本人発信（メッセージ）動画制作、上映</li> <li>・条例施行1周年記念イベント開催</li> <li>・アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）試行実施</li> <li>・パイロット地区（3地区）によるアクションチーム活動開始</li> </ul>	
R 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）の本格実施</li> <li>・全28地区においてアクション着手</li> <li>・条例施行2周年記念イベント開催</li> <li>・認知症ケアパス（認知症あんしんガイドブック）改訂作業開始</li> <li>・アクション講座受講の証（ノベルティ）（クリアファイル）作成</li> <li>・プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセンター」運営業務委託事業者選定</li> </ul>	
R 5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断後支援・本人参画に向けた本人同士をつなぐ仕組みづくり</li> <li>・全28地区においてアクション始動</li> <li>・条例施行3周年記念イベント開催</li> <li>・子ども向けアクション講座用資材作成</li> <li>・認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）改訂</li> <li>・「第2期認知症とともに生きる希望計画」策定</li> </ul>	<p>共生社会の実現を推進する認知症基本法成立（認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を推進）</p>

#### (4) 計画策定に向けた検討経過

開催日	内 容
令和5年 3月15日	令和4年度第3回世田谷区認知症施策評価委員会（本人1名参加） ・次期計画の策定に伴う部会の設置について
5月23日	令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会 （第1回次期計画策定検討部会）（本人1名参加） ・次期計画策定にあたっての考え方 骨子（案）について
5月30日	第1回庁内検討委員会（書面開催） ・次期計画素案たたき台（案）について
6月26日	令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会（本人2名参加） ・次期計画の策定について（諮問） ・次期計画策定にあたっての考え方について（中間まとめ）

世田谷区認知症施策評価委員会名簿（令和4年10月1日～令和6年9月30日）

	区分	氏名	職（所属）等
1	本人	澤田 佐紀子	認知症体験者、元美術講師
2	本人	貫田 直義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、元テレビ東京プロデューサー
3	学識経験者	大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
4	学識経験者	村中 峯子	宮城大学看護学群准教授
5	学識経験者	田中 富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長
6	学識経験者	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部长
7	学識経験者	西田 淳志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長
8	専門医	新里 和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター認知症専門医
9	専門医	長谷川 幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
10	地区医師会	調整中	(社)世田谷区医師会理事 (R5.7～)
11	地区医師会	山口 潔	(社)玉川医師会理事
12	地区歯科医師会	萩原 正秀	(公社)世田谷区歯科医師会担当理事
13	地区歯科医師会	米山 ゆき子	(公社)玉川歯科医師会担当理事
14	地区薬剤師会	佐伯 孝英	(社)世田谷薬剤師会監事
15	地区薬剤師会	橋元 晶子	(社)玉川砧薬剤師会理事
16	区民	小池 宗和	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長 (R4.12～)
17	区民	高橋 和夫	世田谷区町会総連合会副会長 (R5.6～)
18	区民	小塚 千枝子	世田谷区商店街連合会常任理事
19	家族会	高橋 聡子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
20	地域団体	中澤 まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
21	地域団体	岡崎 克美	世田谷区社会福祉協議会副会長
22	介護保険事業者等	徳永 宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
23	介護保険事業者等	相川 しのぶ	世田谷区ケアマネジャー連絡会会長
24	介護保険事業者等	浜山 亜希子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者
25	介護保険事業者等	遠矢 純一郎	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター代表

世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会  
 (次期希望計画策定検討部会) 委員名簿

	区分	氏名	職(所属)等
1	本人	貫 田 直 義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、 元テレビ東京プロデューサー
2	学識経験者	大 熊 由 紀 子	国際医療福祉大学大学院教授
3	学識経験者	永 田 久 美 子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部長
4	学識経験者	西 田 淳 志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究 センター長
5	専門医	長 谷 川 幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
6	地域団体	中 澤 ま ゆ み	認知症カフェ多職種ケアネットワーク 「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
7	地域団体	岡 崎 克 美	世田谷区社会福祉協議会副会長
8	介護保険事業者等	浜 山 亜 希 子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者

### 3 参考資料（各種調査結果、統計資料 等）

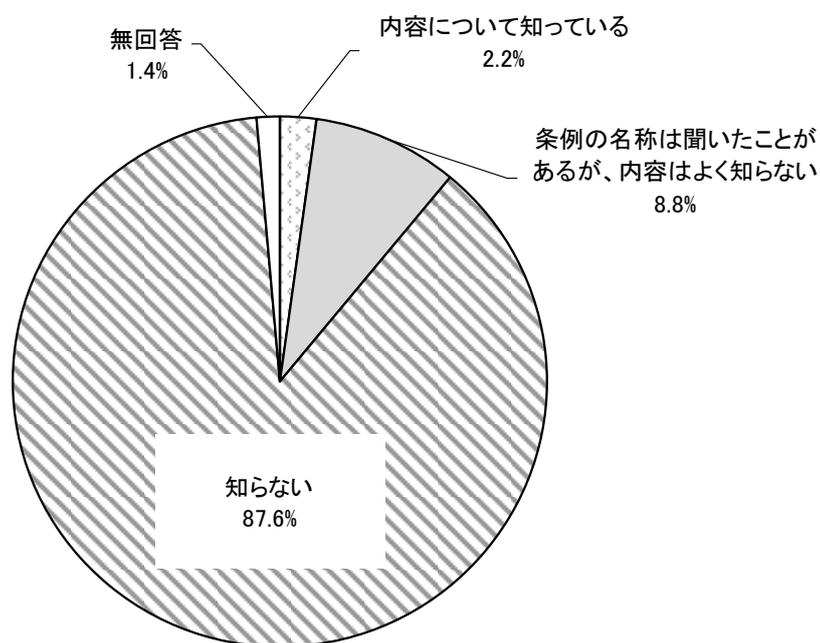
#### (1) 各種調査結果

##### ①世田谷区民意調査結果（令和4年度）

##### I. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度

◎ 「知らない」方は9割近く

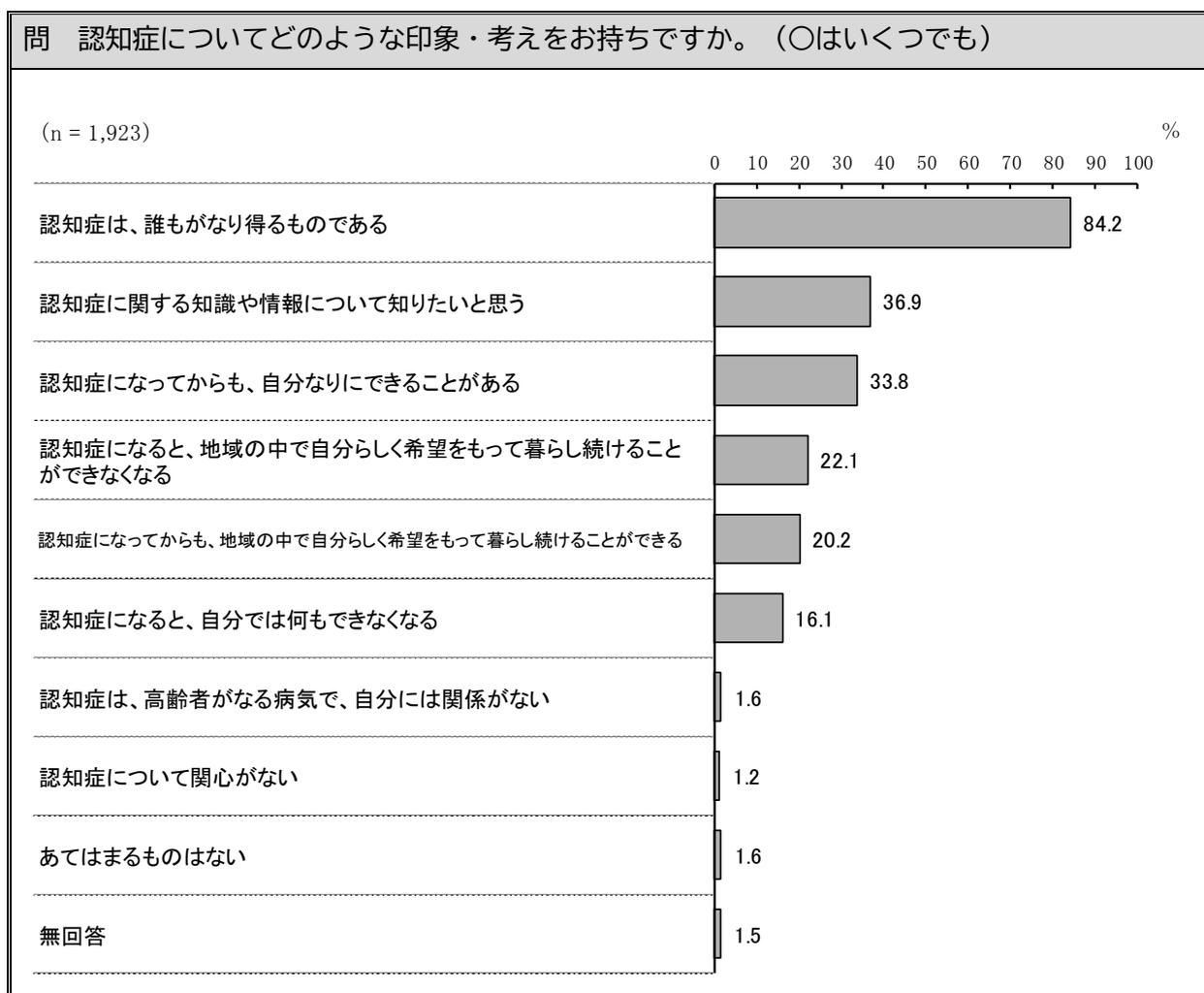
問 区では、一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、世田谷を目指して、令和2年10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。あなたは、この条例を知っていますか。（〇は1つ）



「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度を聞いたところ、「知らない」（87.6%）が9割近くと最も高く、「条例の名称は聞いたことがありますが、内容はよく知らない」（8.8%）、「内容について知っている」（2.2%）と続いています。

## II. 認知症についての印象

◎「認知症は、誰もがなり得るものである」と考えている方が8割半ば



認知症についてどのような印象・考えを聞いたところ、「認知症は、誰もがなり得るものである」(84.2%)が8割半ばと最も高く、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」(36.9%)、「認知症になってからも、自分なりにできることがある」(33.8%)、「認知症になると、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができなくなる」(22.1%)、「認知症になってからも、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができる」(20.2%)と続いています。

②世田谷区高齢者ニーズ調査結果（令和4年度）

I. 認知症に関する相談窓口の認知度

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

認知症に関する相談窓口について知っているかをたずねたところ、全体では「いいえ」が67.3%となっています。

性別で見ると、「いいえ」の割合は、女性よりも男性の方が7.5ポイント高くなっています。

■図表 認知症に関する相談窓口の認知度：性別・年代別

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全 体	4,722 100.0	1,043 22.1	3,176 67.3	503 10.7
男性	1,898 100.0	371 19.5	1,362 71.8	165 8.7
女性	2,620 100.0	640 24.4	1,684 64.3	296 11.3
65～69 歳	862 100.0	224 26.0	583 67.6	55 6.4
70～74 歳	1,104 100.0	250 22.6	761 68.9	93 8.4
75～79 歳	914 100.0	202 22.1	632 69.1	80 8.8
80～84 歳	789 100.0	181 22.9	500 63.4	108 13.7
85～89 歳	558 100.0	98 17.6	385 69.0	75 13.4
90 歳以上	393 100.0	72 18.3	252 64.1	69 17.6

## II. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度

問 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を知っていますか。

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度について、A調査全体では、「知らない」が72.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が16.3%、「内容について知っている」が1.7%となっている。

性別にみると、「知らない」は、女性よりも男性の方が7.8ポイント高くなっています。

■図表 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度：性別・年代別

区分	回答者数 (件)	内容について知 っている	聞いたことはあ るが、内容はよく 知らない	知らない	無回答
全 体	4,722 100.0	81 1.7	769 16.3	3,444 72.9	428 9.1
男性	1,898 100.0	21 1.1	262 13.8	1,479 77.9	136 7.2
女性	2,620 100.0	57 2.2	477 18.2	1,836 70.1	250 9.5
65～69 歳	862 100.0	21 2.4	104 12.1	698 81.0	39 4.5
70～74 歳	1,104 100.0	13 1.2	171 15.5	848 76.8	72 6.5
75～79 歳	914 100.0	16 1.8	159 17.4	663 72.5	76 8.3
80～84 歳	789 100.0	17 2.2	169 21.4	512 64.9	91 11.5
85～89 歳	558 100.0	8 1.4	92 16.5	395 70.8	63 11.3
90 歳以上	393 100.0	3 0.8	64 16.3	266 67.7	60 15.3

### Ⅲ. 認知症についての印象

問 認知症についてどのような印象・考えをお持ちですか。

認知症の印象・考えについて、A調査全体では、「認知症は、誰もがなり得るものである」が78.4%と最も高く、次いで「認知症になってからも、自分なりにできることがある」が45.0%、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」が35.9%となっています。

性別で見ると、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」は、男性よりも女性の方が10.8ポイント高くなっています。

■図表 認知症の印象・考え：性別・年代別

区分	回答者数(件)	認知症は、誰もがなり得るものである	認知症は、自分には関係がない	認知症になってからも、自分なりにできることがある	認知症になると、自分では何もできなくなる	認知症になってからも、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができる	認知症になると、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができなくなる	認知症に関する知識や情報について知りたいと思う	認知症について関心がない	あてはまるものはない	その他	無回答
全体	4,722 100.0	3,700 78.4	94 2.0	2,126 45.0	494 10.5	1,412 29.9	740 15.7	1,694 35.9	86 1.8	70 1.5	62 1.3	408 8.6
男性	1,898 100.0	1,551 81.7	46 2.4	746 39.3	226 11.9	484 25.5	302 15.9	566 29.8	52 2.7	31 1.6	20 1.1	136 7.2
女性	2,620 100.0	2,015 76.9	43 1.6	1,307 49.9	247 9.4	890 34.0	410 15.6	1,064 40.6	29 1.1	35 1.3	42 1.6	231 8.8
65～69歳	862 100.0	734 85.2	16 1.9	384 44.5	79 9.2	272 31.6	137 15.9	296 34.3	13 1.5	11 1.3	12 1.4	40 4.6
70～74歳	1,104 100.0	920 83.3	10 0.9	526 47.6	111 10.1	345 31.3	166 15.0	359 32.5	15 1.4	17 1.5	11 1.0	64 5.8
75～79歳	914 100.0	731 80.0	12 1.3	436 47.7	104 11.4	313 34.2	167 18.3	359 39.3	14 1.5	14 1.5	14 1.5	70 7.7
80～84歳	789 100.0	605 76.7	19 2.4	367 46.5	79 10.0	224 28.4	123 15.6	322 40.8	12 1.5	8 1.0	8 1.0	83 10.5
85～89歳	558 100.0	388 69.5	12 2.2	235 42.1	65 11.6	151 27.1	78 14.0	210 37.6	14 2.5	7 1.3	14 2.5	73 13.1
90歳以上	393 100.0	257 65.4	22 5.6	148 37.7	46 11.7	88 22.4	56 14.2	120 30.5	13 3.3	11 2.8	3 0.8	56 14.2

## (2) 統計資料

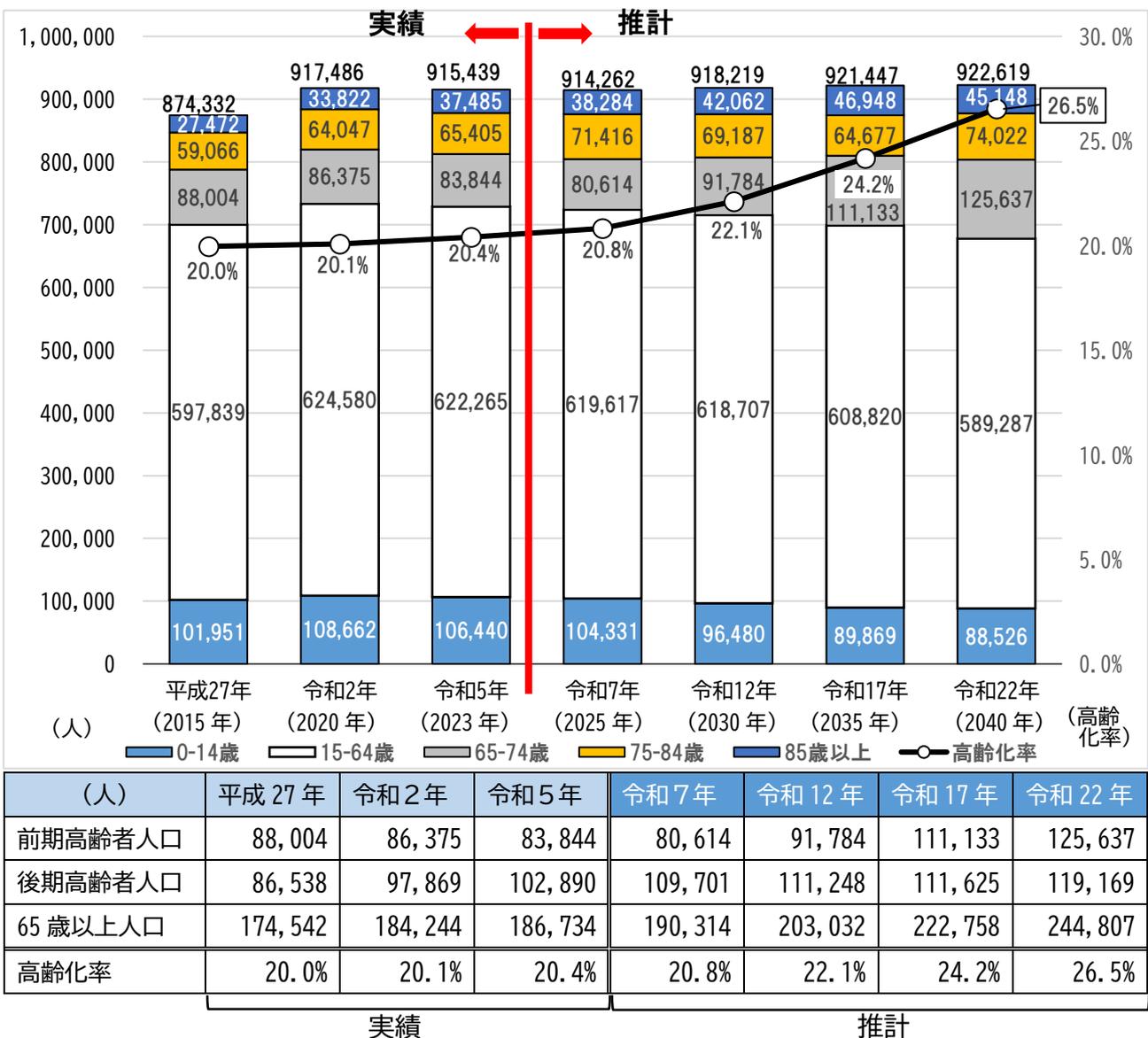
### ① 高齢者人口の推移と将来人口推計

国は、全国的に総人口が減少していく中、高齢者の占める割合は今後も増加していくと推計しています。

世田谷区の総人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和4年に減少に転じました。今後は一時的には回復するものの、これまでのような右肩上がりの人口増加は見込めないと推計されています。また、高齢者人口と高齢化率は、微増傾向で推移しており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）においても現在の水準が維持されることが見込まれています。

その先の、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年（2040年）を見据えると、高齢者人口が引き続き増加する一方で64歳未満の人口が減少し、高齢化率の増加が見込まれています。平成27年に20.0%（75歳以上9.9%）、令和5年に20.4%（同11.2%）であった高齢化率が令和22年（2040年）には26.5%（同12.9%）まで増加することが推計されています。

■ 図表 高齢者人口等の推移・推計 出典：住民基本台帳、世田谷区将来人口推計（令和4年7月）

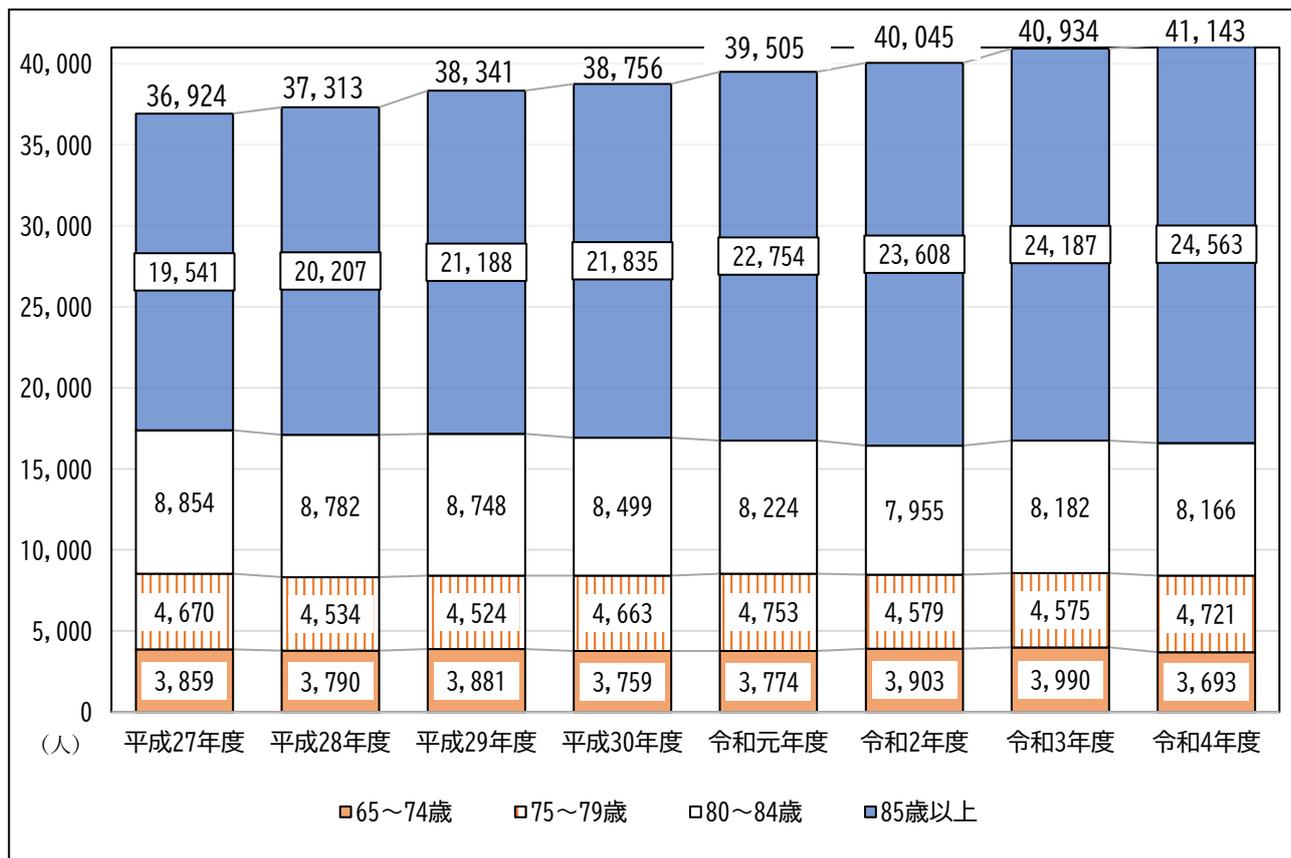


## ②要介護認定の状況

介護保険の要介護（要支援）認定者は、増加し続けており、令和4年度には41,100人を超えています。80歳を超えると要介護認定者数が増加、認定率も高くなります。

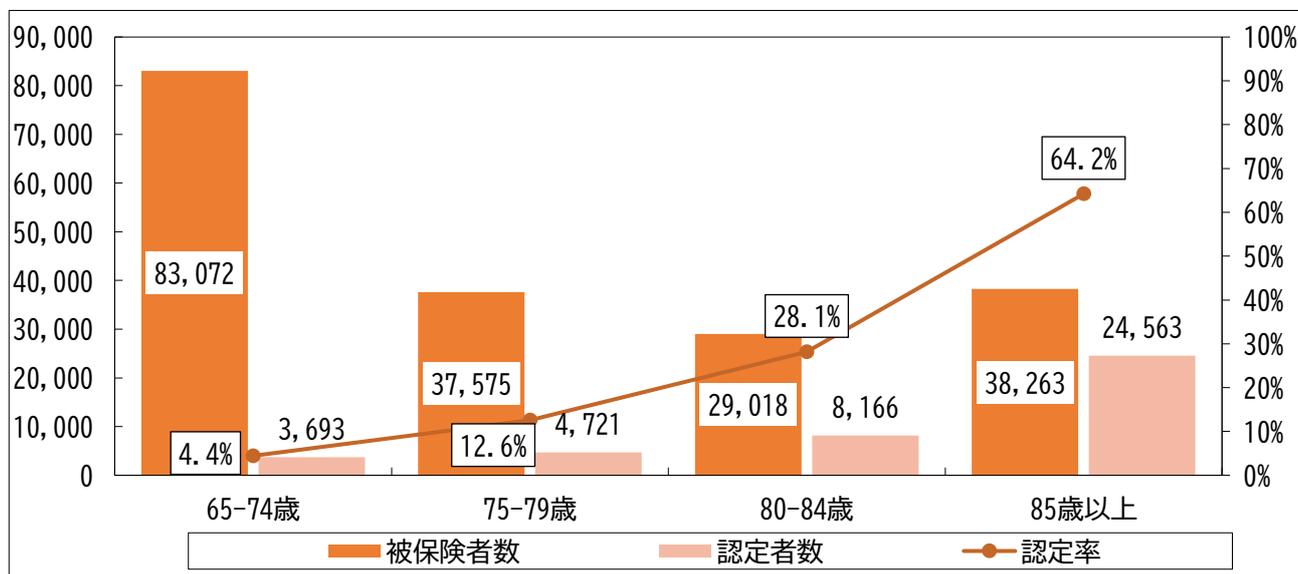
また、介護保険の要介護認定調査において、令和4年度の認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、平成27年度から約3,300人増加しています。

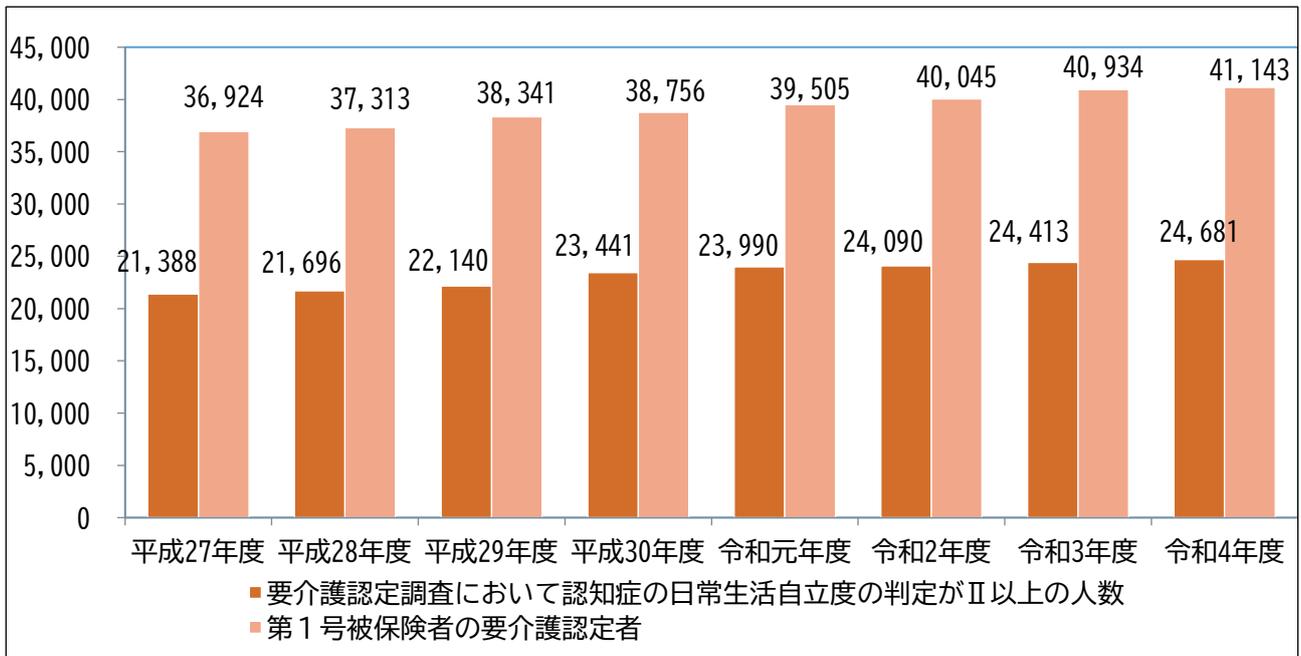
■図表 年齢階層別の認定者数の推移 出典：介護保険事業の実施状況（令和4年度）



■図表 第1号被保険者の年齢階層人数・認定者数、出現率

出典：介護保険事業の実施状況（令和4年度）





※日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。また、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでにできたことにミスが目立つ等の症状が見られる状態。

#### ④高齢者世帯の状況

高齢者の世帯状況をみると、ひとり暮らしの人が34.0%、高齢者のみ世帯の人が38.0%を占めており、合わせて72%の方が高齢者だけで暮らしています。

■図表 高齢者世帯の状況 出典：住民基本台帳（令和5年4月現在）

	総人口	単身世帯		高齢者のみ世帯		その他の世帯	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
65歳以上人口	186,917人	63,542人	34.0%	71,005人	38.0%	52,370人	28.0%
75歳以上人口	103,959人	41,703人	40.1%	38,954人	37.5%	23,302人	22.4%
85歳以上人口	37,781人	20,113人	53.2%	10,429人	27.6%	7,239人	19.2%

